

大 阪 市 監 査 委 員 金 沢 一 博
同 有 本 純 子
同 阪 井 千 鶴 子
大阪市監査委員職務執行者 高 橋 敏 朗

住民監査請求について（通知）

平成26年3月7日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

- (1) 橋下徹大阪市長は、大阪都構想の特別区分割案の決議が遅れ過ぎるので、自らが市長を辞職することにより市長選挙を挙行せざるを得ない状態を作って平成26年2月7日に辞職願を議会へ提出し出直し市長選挙の措置を講じさせた。
- (2) しかしながら、分割区分や住民投票への可否を議決するのは議員の権限であり市長選挙の結果で議員の議決を左右させることは市長と議会制の二元制民主主義を定める地方自治法の趣旨に違反するものとして違法ないし不当である。
- (3) 主権者たる市民の間では市民は今回の市長選挙は橋下市長が行政を私物化するものとして批判の声が大きい。そこで市長辞職に伴う市長選挙に支出される選挙のための6億円に及ぶ公金の支出の差し止めと既支出分の返還を求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に

違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、市長が辞職願を議会へ提出して、出直し市長選挙を実施させ、その結果で議員の議決を左右させることが、市長と議会制の二元制民主主義を定める法の趣旨に違反し違法ないし不当である旨主張する。

しかしながら、請求人は、市長が議決を左右させる行為が地方公共団体の制度的特徴に反することを主張するのみで、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない。

仮に、請求人が、市長の辞職により選挙を実施した行為を、市長選挙に係る公金の支出という財務会計上の行為の先行行為として捉え、その違法不当性を主張するものと解するとしても、先行行為の違法不当性について、今回の選挙執行に対する市民の批判の声大きいことを主張するのみで、選挙を実施した行為の違法不当性について何ら具体的に主張しておらず、財務会計上の行為との関連性についても明らかにはされていない。

詰まるところ、本件監査請求は、市長が辞職し選挙を行うこととした政治的手法を問題として提出されたものと考えるのが自然であり、仮にそうであれば、法が住民監査請求の対象を財務会計上の行為等に限った趣旨、目的を逸脱するものと言わざるを得ない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(所感)

なお、本件請求についての判断は前記のとおりであるが、今回の選挙の執行について、請求人が主張するように否定的意見があったことも事実である。

また、選挙を実施するには多額の選挙費用を要することとなり、これは市民にとって決して少ない負担とは言い難い。

市長には、本市の厳しい財政状況等も十分考慮のうえ、より多くの市民に納得が得られるような市政運営にあたられることが望ましいと考えられるので、この際、あえて所感を付記する。